

## 令和8年度

# 一般会計予算案賛成多数で可決



議場ミニコンサートが開催されました

### 令和8年度一般会計 補正予算案(第1号)を可決

令和8年第1回定例会は2月26日から3月26日までの会期で開催され、市長提出議案30件、議員提出議案2件(意見書案2件)、請願5件を審議しました。議案等の審議結果は8面をご覧ください。

令和8年度一般会計補正予算案は、本会議最終日の3月26日に提案・審議され、全員賛成で可決されました。歳出では、主に熱中症対策の強化を目的として、低所得世帯および生活保護の被保護世帯に対してエアコン設置に係る費用の助成および事務に必要な経費が計上されています。

【本会議での質疑から】  
【質問】本事業の申請から購入の流れについて、低所得者向けと被保護世帯それぞれどのような申請手順になるのか伺う。

【答弁】低所得世帯については福祉総務課、被保護世帯については、生活福祉課が担当となる。

低所得世帯、被保護世帯ともに、エアコン購入前に市に事前申請を行う必要がある。申請後、担当にて訪問調査を実施する。

その後、助成交付決定を通知し、申請者はエアコンを購入し、領収書や設置したことが確認できる書類を市へ提出する。

購入の際、東京ゼロエミポイントを併用した場合は、併用後のエアコン購入費について助成対象となる。

【質問】本事業のスケジュールや市民への周知について伺う。

【答弁】5月1日からの事業実施に向け進めている。周知については、4月中のホームページでの周知と、5月1日号の広報に掲載する。またチラシを作成し、関係機関や部署の窓口へのチラシの設置などの協力を得ながら、さまざまな機会を通じて周知する。

### 国民健康保険条例の 一部を改正する条例を可決

#### 一部を改正する条例を可決

東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、3月11日の厚生委員会で審査され、26日の本会議において賛成多数で可決されました。

平成30年度からの制度運営の広域化に伴い、国民健康保険税を主な財源として、

【委員会での質疑から】  
【質問】今回の税率改定の策定にあたり、工夫した点を

【答弁】5月1日からの事業実施に向け進めている。周知については、4月中のホームページでの周知と、5月1日号の広報に掲載する。またチラシを作成し、関係機関や部署の窓口へのチラシの設置などの協力を得ながら、さまざまな機会を通じて周知する。

【答弁】低所得者に対する保険料軽減措置の判定所得を引き上げ、経済動向等の影響で従来の軽減対象者が対象から外れないよう考慮したと認識している。またその分、保険料軽減措置に該当しない中間所得者層への急激な負担増に配慮した保険料の賦課を行っている。

【質問】東久留米市の国民健康保険税は、他の自治体に比べて高い状況にあるが、

【答弁】被保険者の減少傾向が続く構造的な課題を抱える一方、決算補填等目的の法定外一般会計繰り入れは解消に努めることが求められている。こうした状況下において、被保険者の急激な負担増とならないよう、年度間の平準化を図りながら国保財政健全化を進めていく必要があると考えている。

### 東久留米市立公園条例を可決

東久留米市立公園条例は、3月12日の環境建設委員会にて審査され、26日の本会議において賛成多数で可決されました。

現行の東久留米市都市公園条例では、指定管理者制度やPark-PFI(公募設置管理制度)といった民間活力の導入が困難であることや、子供の広場や児童遊園等の施設は、都市公園条例と異なる規程によってそれぞれ管理されているため、事務の煩雑化に加え、利用者にとって分かりづらい状況となっていました。

【委員会での質疑から】  
【質問】どのような公園を対象として指定管理者制度やPark-PFIの導入を検討していくのか伺う。

【答弁】東久留米市都市公園ストックマネジメントあり方検討報告書では、基幹公園が民間活力を導入していく上での拠点となる公園としており、民間資金・民間活力は、基幹公園を軸にした導入を想定している。

### 今号のトピック

## 東久留米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を可決

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が3月11日の厚生委員会で審査され、26日の本会議において賛成多数で可決されました。本案の可決により、令和8年4月より事業が開始されます。また、都の多様な他者との関わりの機会の創出事業(以下「都事業」)について、こども誰でも通園制度の上乗せ事業となることに併せ、拡充いたします。

対象は、保育園や幼稚園などに通っていない0歳6カ月～満3歳未満のこども(都事業では保育所等の利用がない未就学児)で、こども1人につき月10時間の範囲内において、利用することができます。(都事業では上限なし)

利用にあたっては、市への認定申請が必要となり、認定後はこども誰でも通園制度総合支援システムを通じて実施施設の検索を行います。都事業の利用方法については、今後、市ホームページ等でお知らせしていく予定です。

### 今号の案内

市長の所信表明に対する総括代表質問……2面  
令和8年度の予算審査、予算案に対する各会派の意見表明・賛否討論(要旨)……3・4・5面  
一般質問「市政のこころが聞きたい」……6・7面  
議案・請願審議結果、意見書など……8面